

荒川流域農村地域雨水流出抑制対策協議会設立総会及び令和7年度第1回会議の開催要領

1 【趣旨】

県では、令和7年8月末に、農地や農業水利施設が持つ雨水貯留機能を活用し、水災害リスクを低減するための方向性を示した「荒川流域農村地域雨水流出抑制対策基本指針」を策定した。

この「基本指針」に基づき、荒川流域の農村地域における雨水流出抑制対策を計画的に推進するため、協議会を設立し、関係者が一体となって理解を深め機運醸成を図る場として会議を開催する。

2 【日時・場所】

日時：令和7年12月19日(金) 13:30～14:30

場所：塩谷庁舎4F大会議室(80名収容可能)

3 【招集範囲】

県、市町、土地改良区

(別添荒川流域農村地域雨水流出抑制対策協議会構成員参照)

4 【内容】

(1) 協議会の設立について(案)

(2) 第1回会議について

① 農村地域雨水流出抑制対策について

② 荒川流域における対策の推進について(案)

荒川流域農村地域雨水流出抑制対策協議会構成員

<p>県</p>	<p>農政部農地整備課 農政部農村振興課 塩谷南那須農業振興事務所</p>	
<p>市町</p>	<p>矢板市農林課 さくら市農政課 那須烏山市農政課 塩谷町産業振興課</p>	
<p>土地改良区</p>	<p>山田土地改良区 石関土地改良区 泉地区土地改良区 東泉土地改良区 たかはら土地改良区 江川南部土地改良区 喜連川土地改良区</p>	<p>荒川南部土地改良区 烏山土地改良区 南那須土地改良区 塩谷町大宮土地改良区 塩谷南部土地改良区 しおや土地改良区 塩那台地土地改良区</p>